

河川法の許可について

河川法に基づく許可が必要な行為(土地の占有許可)

河川法第24条(土地の占有の許可)

河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

河川敷を排他・独占的に使用

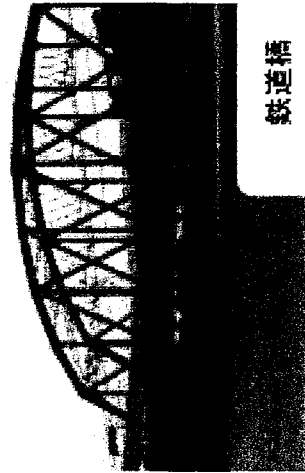
→ 河川法第24条に基づき、河川管理者による土地の占有の許可が必要

河川敷地占有許可準則(河川法第24条の許可の審査基準)

- 占有主体 原則として、国、地方公共団体、公共交通事業者、公共インフラ事業者、公益法人 等
- 占有施設 原則として、公園、運動場、道路、橋梁、電柱、遊歩道 等
- 一般的基準 治水上、利水上の支障を生じないこと、他者の利用を著しく妨げないもの、河川整備計画などに沿ったものであること 等



野球場



鉄道橋



親水公園

※他者の自由な河川使用を妨げない散歩、自然観察等の行為は、自由使用として原則許可を要しない。

河川法の許可について

【河川法（抜粋）】

第24条（土地の占用の許可）

河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占有しよとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

第26条（工作物の新築等の許可）

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しよとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しよとする者も、同様とする。

河川法の許可について

【河川敷地占用許可準則（抜粋）】

第一（目的）

この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。

第十五（一時占用の許可）

工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより継続して占用することになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。

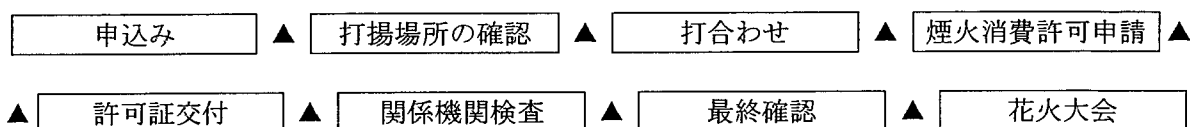
煙火消費許可申請の手引き

◇はじめに

煙火は多数の観客が鑑賞するために打ち揚げるものですから、危険予防について十分留意する必要があります。（火薬類取締法では、花火のことを煙火と言い、打ち揚げを消費と言います。）

煙火の消費に関しては、火薬類取締法施行規則第51条及び第56条の4の規定並びに公益社団法人日本煙火協会の煙火の消費保安基準を、主催者は遵守しなければなりません。このため、煙火打揚業者を交えて、事前に所轄の警察署、消防機関又は海上保安部その他関係者と十分に協議して、万全の対策を講じてください。

なお、次のフロー図は煙火打揚業者に依頼したときの流れで、申込みから花火大会までには、通常3箇月程度の期間が必要です。



◇事前相談・申請等の窓口

1 京都市を除く区域

向日市、長岡京市及び大山崎町の区域：京都府危機管理部 消防保安課

その他の区域：管轄する広域振興局 農商工連携・推進課 商工労働観光係

2 京都市の区域

京都市消防局予防部指導課

※手続き等については、同課保安担当（電話 075-212-6690）へお問い合わせください。

◇煙火消費の許可・届出

1 消費許可

煙火を消費しようとする場合、知事の許可を受けなければなりません。

* 経済産業省令で定められた目的で、かつ、定められた数量以下の煙火を消費しようとする場合（無許可消費数量以下の消費（施行規則第49条））に限り、許可は不要となりますが、届出が必要です。（次項の消費届）

また、消費許可に当たっては、公安委員会及び消防機関への照会並びに現地調査を必要とするため、府への申請書の提出時期は、煙火消費の日から概ね50日前までに提出するようにしてください。

なお、煙火消費許可申請手数料として、7,900円が必要です。（納付方法は[こちら](#)）

2 消費届

煙火を無許可消費数量以下で消費する場合は、消費日の2週間前までに、知事、所轄の警察署及び消防署への届出が必要です。

なお、消費に当たっては、許可と同様に消費に係る技術上の基準を守る必要があります。

(参考) 無許可消費数量 (R3.4.5改正)

- ・打揚煙火 直径14cm以下(4号玉以下) 75個以下
ただし 直径6cmを超え14cm以下(2.5号玉、3号玉、4号玉)が25個以下
かつ 直径10cmを超え14cm以下(4号玉)が10個以下である場合に限る
- ・仕掛煙火 炎管200個以下

※ 無許可消費数量に該当しないものは、全て許可の取得が必要ですので、消費場所を所管する窓口にお問い合わせください。

◇煙火消費場所との距離(安全距離)

1 煙火を消費する場合、消費する煙火の種類等に応じて、都道府県で定めた「安全距離」を確保しなければなりません。

安全距離とは、花火玉の大きさに合わせて、打揚場所(打揚筒及び仕掛煙火の設置場所)と観客(人の集合する場所)、通路及び建物等に対して確保すべき距離です。

市街地などで必要な安全距離が確保できない場合、打ち揚げることができる花火玉の大きさや打揚方が制限されます。

2 京都府では、消費する煙火の種類等に応じて、観客(人の集合する場所)、通路及び建物等に対し、次の安全距離を確保する必要があります。

(規則第56条第4項第1項、煙火消費取締についての申合せ)

(1) 打揚煙火(スターマインを含む。)

ア 垂直打ち

打揚煙火の区分	打揚地点からの安全距離(1)	打揚地点からの安全距離(2)
2号(直径6cm)	半径 50m以上	—
2.5号(// 7.5cm)	// 80 //	—
3号(// 9cm)	// 80 //	—
4号(// 12cm)	// 100 //	半径 200m以上
5号(// 15cm)	// 120 //	// 210 //
6号(// 18cm)	// 200 //	// 250 //
7号(// 21cm)	// 200 //	// 250 //
8号(// 24cm)	// 250 //	// 300 //
10号(// 30cm)	// 300 //	—
15号(// 45cm)	// 350 //	—
20号(// 60cm)	// 400 //	—
スターマイン	スターマインに使用する煙火の各号数に対応する距離	—

(備考) 煙火の玉がら、仕切紙、焰管及び吊紐等に残火の生ずるおそれのあるものについては、打揚地点からの安全距離(2)をとるものとする。

イ 斜め打ち

打揚地点と予想落下地点とを結ぶ直線から前号の安全距離を確保するものとする。

(備考) 予想落下地点は、日本煙火協会京滋地区会作成の算式を参考に定めるものとするが、申請者提出の科学的データに基づく資料によることができる。

また、通路、建築物等に対する開発高度については、法施行規則第56条の4第4項第8号の規定に留意すること。

(2) 仕掛煙火（スターマインを除く。）

種 類	安全距離
枠物及び綱物	仕掛の高さの2倍の距離（最低10m）
回転するもの	仕掛の高さの2倍の距離（最低10m）
炎等を吹き出すもの	炎等が到達しない距離（最低10m）
水中金魚	投げ込み位置から半径20m

(3) 小型煙火

ア 二次開発するもの

2号玉以上の打揚煙火が含まれるものについては、含まれる打揚煙火の最も大きい号数に対応する安全距離を確保するものとする。ただし、扇形に打ち揚げるものについては、斜め打ちの安全距離を確保するものとする。

その他のものについては、2号玉の安全距離を確保するものとする。ただし、扇形に打ち揚げ、飛散距離が50mを超える場合は、個別に安全距離及び安全対策を検討するものとする。

イ 二次開発しないもの

炎等を吹き出すものについては、炎等が到達しない距離（最低10m）を確保するものとする。

その他のもの（乱玉・星等の放出物を内筒に入れて打ち揚げる筒物など）については、2号玉の安全距離を確保するものとする。

ただし、扇形に打ち揚げ、飛散距離が50mを超える場合は、個別に安全距離及び安全対策を検討するものとする。

(4) その他

京都市内にあっては、当分の間、落下傘付煙火（夜物に限る。）は許可しない。

◇煙火消費に係る技術基準 ー保安対策ー

- 1 安全を確保するため、煙火消費の開始前から消費終了後安全確認が終了するまでの間、あらかじめ定められた危険区域内に関係人以外の者が立ち入らないよう、「立入禁止」等の立看板、柵、ロープ等の設置、警備員の配置等の措置を講じるとともに、危険がないことを確認した後で点火すること。（規則第56条の4第4項第10号）
- 2 火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙やたき火など火気を使用しないこと。（規則第51条第1項第17号）
- 3 煙火の消費場所付近に消火用水等を備える等消火のための準備をすること。
消費場所周辺及び星等の落下が予想される場所周辺に着火しやすい物がないか確認し、ある場合には、当該着火物を事前に撤去する、散水する、防災シートで覆う等の防火措置を講じること。（規則第56条の4第1項第6号）
- 4 主催者及び煙火打揚げ業者は、開始前及び消費中の気象状況を監視すること。
強風時（強風注意報発令又は風速10m/秒以上）、火災警報発令時、豪雨時、あるいは打揚げ場所が船上の場合は波浪が激しく保安上支障がある時は、煙火の打揚げを中止すること。（規則第56条の4第4項第2号）
また、煙火の消費中、警戒に当たっている府、警察署及び消防機関は、災害防止上危険の恐れがあると認めるときは、主催者に注意を喚起し、必要な措置をとらせる。
- 5 危険区域内にある建物等の物件及び土地所有者等の同意を得た上で実施すること。
- 6 煙火の消費において火薬類を取り扱うことのできる者は、公益社団法人日本煙火協会の定める「煙火消費保安手帳」又は「煙火消費保安臨時手帳」を所持する者に限る。

◇煙火消費許可申請書の提出について

- ◇ 手数料 7,900円
- ◇ 提出部数 正本1部、副本3部
- ◇ 提出期日 公安委員会及び消防本部への意見照会が必要なので、煙火消費の日から50日前までに提出してください。
なお、この期日に遅れた場合、煙火消費の日に許可手続きが完了せず、許可されないことがありますので、ご注意ください。
また、必要に応じ、主催者は、関係警察署や消防署に事前説明を行うなどし、事務手続きが円滑に行われるようにしてください。

【申請書類】

1 火薬類消費許可申請書（法第25条、規則第48条、様式第29）

《記載事項》

- (1) 申請者
申請者は、煙火打揚業者ではなく、花火大会の主催者とすること。
法人にあっては、法人印（登録印）を押印すること。
- (2) 火薬類の種類及び数量
”〇〇一式”などの包括的表現ではなく、煙火の種類、形態ごとの数量を記載すること。
なお、煙火の種類は、打揚煙火と仕掛煙火に大別した上、各々単体に分割して数量を記載すること。
打揚煙火は号級別とし、打揚薬（黒色火薬）はまとめて表示すること。
仕掛煙火は、梓物、滝、連発（裏打）、水上、水中、細工仕掛等に区分して、それぞれ焰管の数量又は火薬量等を表示し、スターインについては、号級ごとに数量を記載すること。
その他の煙火（小型煙火、その他）についても、詳細に区分し、数量を記入すること。
なお、詳細を別紙として添付することとして差し支えない。
- (3) 目的
「〇〇納涼花火大会」等と具体的に記載すること。
- (4) 場所
消費場所の表示は、具体的な位置を特定できるように記載すること。
【例：〇〇市××地内△△川右岸河川敷◇◇橋下流0～800m地点】
（番地のある消費場所の場合は、地番まで正確に記載すること。）
なお、他法令による許可証等に記載されたものと相違ないことを確認すること。
- (5) 日時
当日の天候（雷等）の影響を考え、幅を持った時間設定とすること。
また、予備日が設定されているものについては、予備日も併せて記載すること。
- (6) 危険予防の方法
施行規則第56条の4に規定される煙火の消費基準の遵守方法について記載すること。
また、次の内容を記載した「危険予防措置図」も提出すること。
 - ① 煙火置場、打揚筒及び仕掛煙火の設置場所、火気取扱所等の配置及び距離関係（打揚煙火の最大号数による安全距離を明示すること。）
 - ② 危険区域の設定、見張人及び警戒員の配置、警戒看板や縄張り等による立入禁止措置の内容
 - ③ 消火及び救急体制の配置等、災害事故発生時の対処方法

【添付書類】

1 火薬類消費計画書（煙火）（細則第13条、細則別記第10号様式）

《記載事項》

(1) 消費する煙火の種類及び数量

煙火の種類ごとの数量、焰管の本数等を記載するとともに、黒色火薬、速火線及び電気導火線等についても数量を記載すること。

(2) 消費順序の大要

煙火の全消費場面の内容（種類及び数量）、点火の順序（時刻表示）等を記載すること。

なお、シナリオ、スケジュール等のまとめられたもの（プログラム）があれば、これに代えても良い。

(3) 煙火消費作業従事者の氏名及び年齢

保安教育の実施状況の確認として、煙火消費保安手帳講習会（公益社団法人日本煙火協会実施）を受講していることを確認するので、煙火消費保安手帳の写しを添付すること。

なお、従事者が多人数の場合、日本煙火協会京滋地区会による受講証明書でも良い。

2 消費場所の案内図及び消費場所付近の見取図（細則第13条）

案内図は、原則として「縮尺25,000分の1の地図」とし、消費場所付近の見取図は、概ね周囲300メートルの範囲が含まれるものとする。

なお、見取図には、次の内容を記載すること。

(1) 消費場所周辺の建築物・家屋・神社・仏閣、交通機関、道路の種類及び配置、公共施設、高架電線等との地理的關係

(2) 保安物件

保安物件は、施行規則第1条に規定されているもののほか、社会通念上安全を確保すべき全ての物件とする。

3 消費場所の詳細図

《記載事項》

煙火置場、打揚筒、仕掛煙火、火気取扱所、見張員・警戒員及び消火設備等の配置、警戒札、縄張り等による立入禁止措置の内容を、詳細に記載すること。

* 煙火置場を設置する場合はその見取図及び構造図を、打揚筒から関係人までの離隔距離が20m以内の場合は防護措置の仕様及び構造図を添付すること。

4 関係機関への手続きに係る許可書、届出書の写し（消防関係手続き、敷地使用許可等）

5 連絡体制（系統）図

6 その他関係書類（消費場所の実態、消費の大要に即して添付する。）

・ 危険予防の方法を記載した書類

例 強風その他の天候上の原因により危険の発止する恐れが生じた時、不発煙火の回収計画、事故発生時の対処方法等について明らかにしたもの

・ 打揚筒及び仕掛煙火の固定方法等を記載した書面（図）

・ 打揚業者との契約書等の写し（作成している場合のみ添付する。）

◇その他留意事項

1 その他の法令に基づく許可等

公園や河川敷において煙火を消費する場合には、当該場所の使用許可証等の写しを提出すること。

なお、使用許可等が手続き中の場合（煙火消費許可申請と公園等の使用許可申請等が同時に行われている場合など）は、その申請書等の写しを提出するとともに、当該手続き完了後、速やかに許可証等の写しを提出すること。

2 同意書

危険区域内に関係権利者（保安物件の所有（占有）者）がある場合には、同意書等を添付すること。

3 緊急時の措置

事故発生時等の緊急連絡先を明らかにしておくこと。

万一、事故が発生した時は、直ちに消費を中断し、人身事故の場合は救命措置を講じ、火災の場合は消防機関に通報すること。

また、現場の保存と安全対策を行い、警察署に通報すると同時に、京都府にも通報すること。

4 許可を受けた内容に変更があった場合は、火薬類消費許可申請書（計画書）記載事項変更届出書（細則第15条、細則別記第12号様式）を提出すること。

なお、火薬類の種類及び数量、目的、日時（期間）並びに危険予防の方法に変更があった場合は、改めて消費許可を取り直す必要がある。

5 花火大会の観衆はバラバラに集まり、一斉に帰るので、観客の誘導、足元の安全確保に留意して、混乱のないようにすること。

また、会場の清掃、打揚現場の清掃（残火薬の有無の点検）、黒玉の回収の分担、回収方法等をあらかじめ決めておくこと。

◇煙火消費届

無許可消費数量以下の煙火を消費する場合は法第25条の規定による火薬類消費許可を受ける必要がないものの、京都府、警察、消防の各機関へ事前の煙火消費届の提出が必要です。

◇ 提出部数 正本1部、副本1部

◇ 提出期日 煙火消費の日から2週間前までに届出してください。

1 煙火消費届

(1) 届出者

原則として、煙火大会を主催する者。法人にあっては、法人印（登録印）を押印すること。

(2) 周囲の状況

消費場所付近の見取図で代えても良い。見取図には、次の内容を記載すること。

① 消費場所を含む市町村の中心市街地、最寄りの交通機関の駅等、道路の系統及び配置、公共施設等との地理的關係

② 保安物件は、規則第1条に規定されているものの他、社会通念上安全を確保すべき全ての物件とする。

- (3) 消費する煙火の種類及び数量
 無許可消費数量以下であること。
 なお、無許可消費数量以下であれば、仕掛けと打ち揚げを併せて消費することができる。

改正後の無許可消費数量	
打揚煙火（観賞用）	
直径 10cm 超え、14cm 以下	10 個以下
直径 6cm 超え、10cm 以下	
直径 6cm 以下	
仕掛煙火（観賞用）	
仕掛煙火に使用する炎管の数	200 個以下

} 25 個以下
} 75 個以下

煙火の種類については、「煙火の消費保安基準」（公益社団法人日本煙火協会編集発行）によること。

また、これらの煙火の数量、焰管の本数等を記載するとともに、黒色火薬、速火線及び電気導火線等についても数量を記載すること。

- (4) 危険予防の方法
 消火設備、事故時の対応策等について、詳細に記載すること。
- (5) 煙火取扱従事者の氏名及び年齢
 煙火取扱従事者については、原則として、煙火消費保安手帳講習会（公益社団法人日本煙火協会実施）を受講していることを確認するので、煙火消費保安手帳の写しを添付すること。

2 その他

- (1) 「SFマーク」がついていないがん具煙火は、全て煙火とみなされ、消費数量に応じて、許可申請又は届出の手続きが必要となる。
- (2) 提出書類を審査、検討した結果、必要に応じて現地調査を行うことがある。

様式第 1 号

(用紙 A 4)

新 規	更 新	変 更	年	月	日
--------	--------	--------	---	---	---

道路占用許可申請書
協議

京都府中丹西土木事務所長 様

令和 年 月 日

〒
住所
氏名
担当者
TEL

道路法 第 3 2 条 の規定により 許可を申請 します。
第 3 5 条 協議

占用の目的					
占用の場所	路線名			車道・歩道・その他	
	場 所				
占用物件	名	称	規	模	数 量
占用の期間	令和 年 月 日 から	間	占用物件 の 構造		
	令和 年 月 日 まで				
工事の期間	令和 年 月 日 から	間	工事实施 の 方法		
	令和 年 月 日 まで				
道路の 復旧方法			添付書類		
備 考					

1 許可関係手続

(1) 申請様式及び添付書類

申請書様式は様式第1号とし(規則様式第五)、添付書類は次のとおりとする(道路占用規則(昭和59年京都府規則第33号)第2条参照)。

	添付図書	新規	更新	変更	摘 要
1	位置図	○	○	○	原則として10,000分の1～50,000分の1程度の縮尺で申請場所及び路線名を朱書きさせること。
2	実測平面図	○	○	○	原則として500分の1の縮尺で占用物件の位置及び道路区域を明示させること。
3	実測横断面図	○		○	原則として100分の1の縮尺で占用物件の位置及び道路区域を明示させること。 地下埋設物件については、埋設深、既設管等も記入させること。
4	縦断図	○		○	原則として延長500分の1、高さ100分の1の縮尺で占用物件の位置を明示させること。
5	構造図	○		○	橋梁添架等必要と認める場合、添付させること。
6	構造計算書	○		○	橋梁添架等必要と認める場合、添付させること。
7	復旧図	○		○	道路の掘削を伴う場合、添付させること。
8	施工及び安全対策図	○		○	工事の施工方法及び安全対策を記載させること。
9	変更理由書			○	変更理由を記載させること。(様式は任意)
10	点検確認書		○		占用者が行った道路占用物件の直近の点検結果を添付させること。(様式は任意)
11	土木事務所				利害関係人の承諾書、土質調査結果、現地の状況

長が必要と認める図書	○	○	○	が分かる写真等、土木事務所長が必要と認める図書
------------	---	---	---	-------------------------

(2) 提出部数及び提出先

提出部数は正本1部及び副本2部（期間更新等で警察協議を要しないものについては正本1部及び副本1部）とする。

提出先は所管の土木事務所施設保全課とする。

(3) 河川占用と道路占用とが必要となる場合の特例

申請書は道路占用許可申請書のほか河川法に係る申請書が必要となる。府管理河川の占用と府管理道路の占用とを重複して申請する場合の様式は、様式第2号～様式第5号による。

河川と道路の管理者が異なる場合は、それぞれに申請させる。

(4) 申請書の受付

申請書が提出されたときは、申請書記載事項及び添付図書に不備はないか審査の上、受け付ける（受付印を押印）。

(5) 審査

申請書受付後、許可基準に合致するか、他法令との調整はできているか等を審査表（様式第6号）により審査を行う。

なお、次の物件については、許可に先立ち道路管理課と協議すること。

- ① 法、政令及び府道路占用許可基準に規定されたものではないが、これらに類似する物件で許可することが適当と考えられる物件
- ② 占用許可基準を充足しない部分があるが、公益上又はその他の事由により特に占用を認める必要があると考えられる物件
- ③ 占用許可基準において道路管理課と協議することとなっている物件

(6) 警察署長への協議

許可して支障ないと判断した申請で、道路交通法第77条第1項に基づく道路使用許可が必要な場合、法第32条第5項の規定により様式第7号により所轄警察署長に協議する。

6. 法第32条第1項第6号該当物件

露店、商品置場その他これらに類する施設

(33) 露店、屋台店、売店、オープンカフェ

項 目	説 明
許 可 方 針	<p>1 道路管理上及び道路交通上支障となるので原則として認めない。</p> <p>2 道路の敷地外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、やむを得ない場合で、かつ、臨時的なものに限り占用を認めることができる。(必要な場合は、道路管理課と個別に協議すること。)</p>
許 可 基 準	<p>1 場所</p> <p>(1) 歩道を有する道路にあつては歩道上とし、歩道幅員の1/2以内とすること。ただし、歩道残幅員が2.0m未満となる箇所では認めないこと。</p> <p>(2) 歩道を有しない道路にあつては、6m以上の車道幅員が確保できる区間で、かつ、祭礼等の期間中交通の規制又は制限の措置が行われ歩行者の安全が確保できる区間とすること。</p> <p>(3) 信号機、バス停留所、消火栓、火災報知機、横断歩道、道路標識等の機能を障害しない位置とすること。</p> <p>(4) 道路が交差し、接続し、又は屈曲する地点から5m以内は設置を認めないこと。</p> <p>2 構造等</p> <p>(1) 道路を損傷することなく、設置できる施設であること。</p> <p>(2) 取り除きが容易な施設であること。</p> <p>3 オープンカフェ(食事施設)、キオスク(購買施設)等の占用については、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」(平成23年10月20日付け国道利第21号国土交通省道路局路政課長通知)の別紙「食事施設等の占用許可基準等について」に準ずること。</p>
許 可 期 間	必要な日数

(34) フラワーポット(可動)

項 目	説 明
許 可 方 針	<p>国又は地方公共団体が設置する場合で、道路の美化に寄与し、かつ、占有者が定期的に手入れすることが確保される場合に限り占用を認めることができる。</p>
許 可 基 準	<p>1 場所</p> <p>(1) 法数のある道路にあつては法数に設置すること。</p> <p>(2) 法数がなく歩道を有する道路にあつては、歩道上の車道寄りとし、歩車道境界線から、0.25m民地側へ離れた位置とすること。</p> <p>(3) 歩道残幅員が2.0m未満となる箇所では認めないこと。</p> <p>2 構造等</p> <p>(1) 容器の材質はコンクリート、プラスチック又はこれに類する堅固なものとする。</p>

様式第18号

道路一時使用届

令和 年 月 日

京都府中丹西土木事務所長 様

届出者住所

氏名

印

連絡先：担当者名

電話番号

下記のとおり、道路を一時使用したいので、届け出ます。
 なお、道路の一時使用に当たっては、下記条件を遵守します。

記

使用目的				
使用場所	路線名			
	場所			
設置物件	名称	規模	数量	
使用期間				
添付書類		位置図・構造図・現地写真・その他()		

(一時使用をするに当たっての条件)

- 1 本一時使用に関し、道路若しくは第三者に損害を与え、又は紛争が生じたときは、原状復旧、損害賠償等により、届出者の責任において解決する。
- 2 道路管理者が道路の管理上必要があると認めた場合は、設置物件の移転、除去、一時使用の中止に応じる。
- 3 使用期限が満了した場合、又は使用する必要がなくなった場合は、直ちに道路を原状に回復する。
- 4 その他本届出時に道路管理者から付された条件及び指導を遵守する。

(備考)

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者(届出者が法人である場合は代表者。以下同じ。)が氏名の記載を自署で行う場合又は届出者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。

6 道路路各—一時使用届

道路の使用許可（道路交通法第77条）を受けて、一時的に道路区域内に設置される物件又は地域の行事等で道路占用許可の対象になじまない事案について、道路管理者としてその使用場所、管理方法及び使用後の撤去等の適正を図るため、行政指導の手法として、「道路一時使用届」の届出を求めらる。

1 「道路一時使用届」で処理する案件

- (1) 「障害者の日」、「社会を明るくする運動」、「交通安全」等公共性の高い取り組みに関する啓発目的のもの
- (2) マラソン大会、地域振興に資する取り組み等で公共性の高い行事及びその案内に関するもの
- (3) その他道路占用許可の対象にはなじまないが、道路管理者としてその使用場所、管理方法及び使用後の撤去等の適正を図ることが必要なもの

2 「道路一時使用届」を受理する条件

- 原則として、次の全てに該当するものであること
- (1) 道路交通法第77条による道路の使用許可を得ているもの
- (2) 他の法令（建築基準法、消防法、屋外広告物条例等）の規制を受けるものについて、その許可等を得ているもの
- (3) 届出者が、公共団体又は公共団体を構成員とする団体等で管理責任の所在及びその能力が明確である団体であること。

4 「道路一時使用届」で処理する場合の期間

使用する期間は、必要最小限の期間とし、概ね2週間を超えないことを原則とする。

5 設置場所

設置場所は、信号機、バス停留所、消火栓、火災報知器、横断歩道、道路標識等の機能を阻害しない位置とし、特に「障害者の日」、「社会を明るくする運動」、「交通安全」等の機を設置する場合は、原則として次の箇所以外に設置すること。

なお、歩行者天国等で車両の通行が全て規制されている場合は除く。

- (1) 横断歩道の前後5m以内の部分
- (2) トンネル及び橋梁並びにその前後5m以内の部分
- (3) バス停留所の中
- (4) 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋並びにその昇降口から5m以内の部分
- (5) 交差点の中及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分
- (6) 横断防止柵等歩車境界の柵

6 主な対象物件

- (1) 誘導・案内看板
- (2) 幟、旗ざお
- (3) 三本旗
- (4) 連旗
- (5) 横断幕
- (6) フラワーポット
- (7) カラーコーン、パリカー等

7 構造（特段の事情がない限り、原則として次の基準による。）

- (1) 占用の許可基準の構造に準じるものとする。
- (2) 別紙の標準構造図の範囲内のものであること。
- (3) 倒壊、はく離、落下、汚損等により、美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのない構造とすること。
- (4) 信号機、道路標識、その他交通保安施設に類似し、又はこれらの効用を妨げないもので、地色は原則として白色又は淡色のものであること。
- (5) 電光式、照明式、又は反射材料式の構造でないものであること。

8 手続

- (1) 届出
道路を使用しようとする者から、あらかじめ「道路一時使用届」（様式第18号）2紙の提出を求め、受付印を押印し、1部を届出者へ返却する。
- (2) 添付書類
添付書類については、物件により概ね次の書類の提出を求めらるること。

ア 位置図

概ね2、500分の1以上の縮尺図面に設置場所及び物件を次の凡例に従い表示したもの。（赤色に着色）

物件	凡例
誘導・案内看板	□
幟、旗ざお	■
三本旗	△
連旗	▲
横断幕	~~~~~
フラワーポット	○
カラーコーン、パリカー等	●
その他	X

イ 構造図

概ね300分の1以上の縮尺図面を作成し、物件の寸法、色彩、材質等を明示したもの

の。
ウ その他
電柱、電話柱等の占用物件に添加する場合等、他の管理者の同意を得る必要がある場合は、その管理者の同意書等、物件や設置場所によって確認が必要な書類等の添付を求めること。

第7号様式の2（第13条関係）

煙 火 打 上 げ 届 出 書
仕 掛 け

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福知山市消防長 様</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 (電話 番)</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>	
打 上 げ 仕 掛 け 予 定 日 時	自 至
打 上 げ 仕 掛 け 場 所	
周 囲 の 状 況	
煙 火 の 種 類 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
打 上 げ 仕 掛 け に 直 接 従 事 す る 責 任 者 の 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
 - 5 打上げ、仕掛け場所の略図を添付すること。

福知山市屋外イベント等安全管理指針

～安心安全なイベントの開催のために～

この『福知山市屋外イベント等安全管理指針』は、平成25年8月の『福知山花火大会火災事故』を教訓に、福知山市内で開催されるすべてのイベントが、『安全で安心して楽しめるイベント』として、多くのみなさまに参加いただけるように、『イベントを主催する者』及び『露店等の関係者』が行うべき安全対策の基本となる事項をまとめたものです。

平成25年12月
(平成26年3月26日改定)



■火気を使用するイベント等開催の相談窓口

福知山消防署予防課	TEL (0773) 23-5119
東分署	TEL (0773) 27-0119
北分署	TEL (0773) 33-0119



福知山市

福知山市屋外イベント等安全管理指針

福知山市内において屋外で開催される祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する火気を取扱う催しを「主催する者」及び火気を使用する露店、屋台店その他これらに類する店の開設者及び従事者（以下「露店等の関係者」という。）は、次の事項に留意し、安全なイベントの計画運営に最大限努めるものとする。

1 法令遵守

消防法・道路法・河川法等の関係法令を遵守する。

2 防火担当者の選任

主催者はイベント等に関わる管理・監督的立場にある者を「防火担当者」として選任し、防火安全対策の徹底を図らせる。

3 実施計画書の作成

防火担当者は、イベント全体の安全を確保するため、「実施計画書」を作成し、事前に消防署（分署）へ提出、火災予防上必要な事項について事前指導及び必要に応じ現地指導を受ける。（消防長が指定する大規模な催しの計画書の未提出は火災予防条例に基づく罰則があります。）

4 露店開設の届出

「露店等の関係者」は火災予防条例に基づく「露店開設届」を5日前までに届出ること。

5 関係機関との協議

イベントの規模、状況等により消防、警察、施設管理者（公園・道路・河川など）等の関係機関と事前に協議する。

6 火災予防講習会の受講

「防火担当者」及び「露店等の関係者」は福知山消防署が行う「防火安全講習会」を受講する。

7 安全な配置及び通路の確保

露店、観客席等は、火災予防上安全な配置とし、観客等の安全な通路（動線）を確保する。

8 消火器の配置

火災予防条例に基づき、露店等、火気取扱場所毎に消火器を適正に配置する。

9 火気取扱器具等の設置

火気取扱器具等は安全な場所に設置し、管理するとともに必要に応じロープ等により観客等と区画する。

10 電 源

会場内の電源は送電電気（※）を使用する。

ただし、送電電気が無い場合で、止むを得ず携帯発電機を使用する場合は、消火器を配置し、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底する。

また、イベント開催中会場内での燃料の給油は絶対に行わない。

（※送電電気＝電力会社の商用電源又はディーゼル発電機からの送電をいう。）

11 事故発生時の対応

事故発生時の初動体制を整える。（通報、初期消火、避難誘導、応急手当等の体制）

12 安全管理員の配置

防火のための巡回、交通整理及び避難誘導等の安全管理に係る人員を適正に配置する。

13 強風対策

イベント設置物（テント、看板等）の十分な耐風対策をおこなう。

より安全な屋外イベントを行うために・・・

安全なイベント運営を行うには、火災予防対策をはじめ、様々な角度から安全管理を行う必要があります。次ページ以降のイベント安全チェックシートなどを活用し、イベントの計画段階から終了まで徹底した安全対策を行いましょう。

◆安心安全なイベントを計画するために・・・

I 次の事項を記載した実施計画書を作成しましょう。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 開催日時・場所 | <input type="checkbox"/> 運営体制（責任者の明示・役割分担） |
| <input type="checkbox"/> 行事の内容 | <input type="checkbox"/> 緊急連絡体制（事故発生時の対応・初動体制） |
| <input type="checkbox"/> 参加予定者数等 | <input type="checkbox"/> 会場配置図（露店と観客との区画） |
| <input type="checkbox"/> 主催者 | <input type="checkbox"/> 避難経路図（安全な通路の確保） |
| <input type="checkbox"/> 防火担当者 | <input type="checkbox"/> 安全対策（警備図等） |
| <input type="checkbox"/> 火気及び危険物の取扱い状況 | <input type="checkbox"/> その他必要な事項 |
| <input type="checkbox"/> タイムスケジュール | <input type="checkbox"/> 消火器の配置 |

II 屋外イベント等防火安全チェックシート

1 露店・屋台等の設営について（テント・消火器具・電源等）

- 避難通路や防火水槽・消火栓等消防水利の妨げになる場所には、設営しない。
- 強風等で屋台・テントが倒壊・飛散しないように固定をする。
- 消火器など必要な消火器具の準備をする。
- 電源は送電電気を使用する。（送電電気が使用できない場合で、止むを得ず携帯発電機を使用する場合は、必ず 3 をチェックして下さい。）

2 LP ガスの使用について（ボンベ・火気使用器具等）

- ボンベは、火気から離れた直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置する。
- ボンベは、安定した場所に転倒しないよう設置するとともに必要に応じ観客等と区画する。
- コンロの周囲は可燃物から15cm以上、上方1m以上の距離を保つ。
- 火気使用器具の周囲は常に整理及び清掃に努める。
- ゴムホースは適正な長さで、ひび割れ等の劣化のない専用のものを使用する。
- 火気使用器具とホースの接続は確実にしない、ホースバンドで固定する。
- 1本のボンベから2本以上の機器に分岐してガスを供給しない。
（それぞれに開閉栓を設けた場合を除く）

3 ガソリン等の貯蔵・取扱いについて（送電電気が使用出来ない場合に限る）

※ガソリン等の貯蔵、取扱いを行う場合は、事前に消防署へ相談する。

(1) 保管・取扱いの一般的な注意事項

- ガソリン等の保管又は取扱い場所では、みだりに火気を使用しない。（ライター・たばこ・たき火）
- 容器は消防法令に適合した金属製容器を使用し、キャップを確実に締める。
- 容器は、火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管する。
- ガソリン等を保管又は取扱う場合は、観客等から十分に安全な距離を取る。
- 開口前の圧力調整弁（圧抜き）の操作等は、容器の取扱説明書等に従い適正に行う。

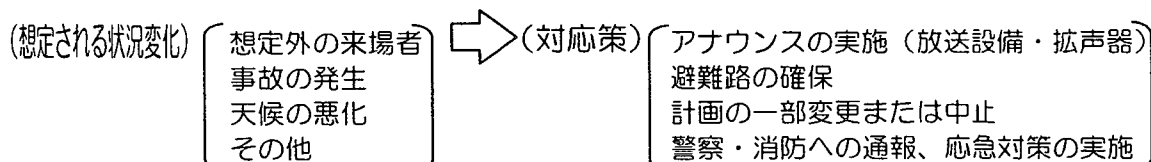
(2) 発電機の使用

- ガソリン等を燃料とする発電機を止むを得ず使用する場合は、安全な場所に設置し管理するとともに、必要に応じロープ等により観客等と区画する。
- 発電機の運転中の燃料補給は絶対に行わない。
- イベント開催中は会場内での給油は絶対に行わない。

III イベント当日は・・・

- 1 事前計画が適正に実行できているか、**現地確認**を実施
- 2 消防署（分署）が必要に応じ**現地指導**を行う。（規模や状況により現地で防火安全講習会を開催）
- 3 会場の安全管理の徹底

主催者等は、当日の状況変化などにより、参加者等の安全に問題となる事象が発生すれば、参加者の安全確保を最優先し、必要な対応をとる。そのための緊急対応の体制を整備しておく。



◆その他にも…規模や内容により次のキーワードを参考に安心安全なイベント計画をたてましょう。

『安心安全イベントキーワード』

危険性	危険性を高める 要注意キーワード	対策例
雑踏事故	狭い会場 少ない(狭い) 出入口 少ない(狭い) アクセス経路 夜間の実施 来場者興奮型 来場者滞留(集中)型 子ども,高齢者,身体障害のある人などの参加 多数の来場者 突然の降雨などの天候変化	<input type="checkbox"/> 参加人数・参加者層の把握 (大人・子ども・高齢者・身体障害のある人など) <input type="checkbox"/> 入場制限の実施 (時差式入退場・整理券・人数制限など) <input type="checkbox"/> 誘導ロープ・コーン・バー等の設置 <input type="checkbox"/> 出入口・アクセス経路の分離 (入口と出口・往復の通行帯・高齢者や身体障害のある人専用) <input type="checkbox"/> 複数出入口・複数経路の設定 <input type="checkbox"/> 会場レイアウトの工夫 <input type="checkbox"/> 警備員・誘導員の配置 <input type="checkbox"/> アナウンスの実施 <input type="checkbox"/> 照明の準備 <input type="checkbox"/> 段差・障害物等の除去 <input type="checkbox"/> 階段の安全対策(手すり設置など) <input type="checkbox"/> シャトルバスや臨時バスなどの運行 <input type="checkbox"/> 気象状況チェック <input type="checkbox"/> 子ども、高齢者、身体障害のある人などへの配慮
疾病・怪我	暑い・寒い気候 スポーツ 子ども,高齢者,身体障害のある人などの参加 来場者興奮型イベント 来場者参加型イベント 飲食物の提供 悪天候(雨、突風、落雷…) アルコールの提供 喫煙	<input type="checkbox"/> 食中毒対策(食品管理・衛生管理) <input type="checkbox"/> 凍結防止対策(通路など) <input type="checkbox"/> 転倒、スリップ防止対策 <input type="checkbox"/> 熱中症対策(こまめな休憩、水分補給) <input type="checkbox"/> 気象状況チェック <input type="checkbox"/> 準備体操の実施 <input type="checkbox"/> 無理のない行程、プログラム <input type="checkbox"/> 応急救護対策 (救護所の設置、AED、毛布、担架、救急箱の用意) <input type="checkbox"/> 室内温度の管理(暖房、エアコン、空気入れ替え) <input type="checkbox"/> 会場内の飛散物、落下物の防止(看板・テントなど) <input type="checkbox"/> 立入禁止、危険箇所の明示、アナウンスの実施 <input type="checkbox"/> 人間に害を及ぼす動植物等のチェック <input type="checkbox"/> 保険の加入 <input type="checkbox"/> 使用する資機材のチェック <input type="checkbox"/> 安全装備の着用(ライフジャケットなど) <input type="checkbox"/> 子ども、高齢者、身体障害のある人などへの配慮 <input type="checkbox"/> 喫煙、アルコールの提供の制限
交通事故	道路の使用 子ども,高齢者,身体障害のある人などの参加 会場分散型のイベント 自家用車での来場者が多い 交通量の多い季節、時間帯の実施 悪天候(雨、霧、雪…) 幼稚園,保育園,病院などに近い会場 遠方からの来場者 アルコールの提供	<input type="checkbox"/> 交通規制の実施 <input type="checkbox"/> 歩車分離対策 <input type="checkbox"/> 警備員・誘導員・交通整理員の配置 <input type="checkbox"/> 駐車スペースの確保 <input type="checkbox"/> 来場手段の制限(公共交通機関のみなど) <input type="checkbox"/> シャトルバスや臨時バスなどの運行 <input type="checkbox"/> イベント実施中・駐車場案内看板の設置など <input type="checkbox"/> 照明の確保 <input type="checkbox"/> 子ども、高齢者、身体障害のある人などへの配慮 <input type="checkbox"/> アルコールの提供制限
自然災害	屋外でのイベント 山や海など自然の中での実施	<input type="checkbox"/> 早めの内容変更、中止の判断の実施 <input type="checkbox"/> 気象状況のチェック <input type="checkbox"/> 注意事項、ルールの徹底 <input type="checkbox"/> 一時避難場所の検討 <input type="checkbox"/> アナウンスの実施
不審者	不特定多数の来場者 夜間の実施 子ども,女性,高齢者などの参加	<input type="checkbox"/> 危険物持込みチェック <input type="checkbox"/> 警備員の配置 <input type="checkbox"/> 警察の巡回 <input type="checkbox"/> 注意喚起アナウンスの実施

■各種相談窓口

- | | |
|---|------------|
| (1) 道路を使用する場合
※会場警備については規模により警察署へ相談してください。 | ⇒福知山警察署へ申請 |
| (2) 道路を占用する場合(国、府、市道) | ⇒道路管理者へ申請 |
| (3) 公共施設を占用する場合(公園など) | ⇒施設管理者へ申請 |
| (4) 河川敷を使用する場合 | ⇒河川管理者へ届出 |
| (5) 食品を提供する場合 | ⇒保健所へ相談 |
| (6) 商用電源を使用する場合(臨時電灯等) | ⇒電力会社へ相談 |

第7号様式の6（第13条関係）

露店等の開設届出書

令和 年 月 日			
福知山市消防長 様			
届出者 住 所 (電話) 氏 名			
催しの名称			
露店等の 開設場所			
開設期間	自 年 月 日 至 年 月 日	営業時間	開始 時 分 終了 時 分
開設店数		消火器の 設置本数	本
現場責任者氏名	(電話)		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設区域及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

別記1（第5条関係）

計画チェックシート

1	防火担当者（ （1）警察署事前協議担当 （2）施設管理者事前協議担当 （3）消防署事前協議担当	（ （ （		役職（ ） ） ）
	<p>※1 防火担当者は、指定催しでの管理・監督的立場にある者を選任すること。</p> <p>※2 消火準備、対象火気器具等や危険物取扱い場所の確認、避難通路の確保を事前協議すること。</p>			
2	対象火気器具等 危険物取扱い	事前確認担当（ ）	当日確認担当（ ）	
		<p>※1 露店等の開設者に事前確認を行うこと。</p> <p>※2 事前確認どおりの配置になっているか当日確認を行うこと。</p>		
3	配置計画 (別添図面参照)	事前確認担当（ ）	当日確認担当（ ）	
		<p>※1 対象火気器具等や危険物と客席を近接させない等、火災予防上の安全に配慮し、観客等の安全な通路を確保した会場の配置計画とすること。</p> <p>※2 事前確認どおりの配置になっているか当日確認を行うこと。</p>		
4	消火器その他の 消火準備	事前確認担当（ ）	当日確認担当（ ）	
		<p>※1 露店等の開設者に事前確認を行うこと。対象火気器具等を使用する露店ごとの設置とすること。</p> <p>※2 事前確認どおりの配置になっているか当日確認を行うこと。</p>		
5	火災時の 初動体制	(1) 通報担当	()	()
		(2) 消火担当	()	()
		(3) 避難誘導担当	()	()
		(4) 応急手当担当	()	()
6	その他	<p>(1) 計画に変更が生じた場合には、ただちに消防署へ連絡すること。</p> <p>(2) 防火のための巡回、交通整理及び避難誘導等の安全管理に係る人員を配置すること。</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用しようとする露店の開設者に対し火災予防上必要な講習を実施すること。</p> <p>(4) 指定催しの主催者は、参加者の安全に問題となる事象が発生すれば、観客等の安全確保を最優先し、必要な対応をとること。</p> <p>※1 安全に問題となる事象とは (想定外の来場者、事故の発生、天候の悪化等)</p> <p>※2 必要な対応策とは (アナウンスの実施、避難通路の確保、計画の一部変更または中止、警察・消防への通報)</p>		

略図

人出予想人員	約 名
屋台等の内容	
使用する火気等	1 発電機() 2 プロパンガス 3 その他()
安全講習会受講者	有 無
会場配置図	

屋外イベント防火安全チェックシート

福知山市消防本部

- ◆ 多数の人が集まる行事においては、次の事項を確認し、細心の注意をお願いします。

(確認項目をチェック し点検してください。)

1 露店・屋台等の設営について (テント・消火器具・電源等)

- 観覧場所や避難通路さらに消火栓の妨げになる場所には、設営しないこと。
- 強風等で屋台・テント・看板等が倒壊・飛散しないように固定をすること。
- 火気取扱い場所ごとに、消火器を準備すること。
- ガソリンを使用する発電機の使用は控え、送電電気を使用すること。

(やむを得ず発電機を使用する場合は、3 裏面 の項目を確認してください。)

2 LP ガスの使用について (ボンベ・火気使用器具等)

- ボンベは、火気から離れた直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置すること。
- ボンベは、安定した場所に転倒しないよう設置するとともに、必要に応じて観客等とロープ等で区画すること。
- コンロの周囲は可燃物から1.5m以上、上方1m以上の距離を保つこと。
- 火気使用器具の周囲は常に整理及び清掃に努めること。
- ゴムホースは適正な長さで、ひび割れ等の劣化のないものを使用すること。
- 火気使用器具とホースの接続は確実に行ない、ホースバンドで固定すること。
- 1本のボンベから2以上の機器に分岐してLPガスを供給しないこと。

裏面に続く

3 ガソリン等の貯蔵・取扱いについて

(1) 保管・取扱いの注意事項

- ガソリン等の貯蔵、取扱いを行う場合は、行事の関係者に対し、ガソリン等の性質、危険性について周知徹底すること。(※ガソリンの特性)
- ガソリンの保管又は取扱い場所では、みだりに火気を使用しない。
(ライター・たばこ・たき火など)
- 容器は消防法令に適合した金属製容器を使用し、キャップを確実に締めること。(容器にKHKマーク・UNマーク表示のあるもの)
- 容器は、火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管すること。
- ガソリン等を保管又は取扱う場合は、多数の観客等から十分に安全な距離を取ること。
- 開口前の圧力調整弁（圧抜き）の操作等は、容器の取扱説明書等に従い適正に取扱うこと。

(2) 発電機

- 発電機を使用する場合は、安全な場所に設置し、必要に応じロープ等で観客等と区画し管理すること。
- 発電機の運転中又は、暗い場所での燃料補給は絶対に行わないこと。
- 燃料補給の際は、漏れ・あふれが生じないように注意をすること。
- 万一燃料の漏れ、あふれが生じた場合は、直ちに火気の使用を中止し回収、除去を行うこと。
- 設置場所は、整理及び清掃し、空き箱その他不必要なものを置かない。

※ガソリンの特性

- ・ 気温が -40°C でも気化し、小さな火源でも爆発的に燃焼する危険性がある。
- ・ 気化ガスは空気より重いので、可燃性ガスが広範囲に滞留するため、離れたところにある思わぬ火源（静電気等）によって引火する危険性がある。
- ・ 燃料補給などの際に静電気が蓄積しやすい。

4 消毒用アルコール使用について

(1) 使用上の注意事項

- 火気の近くでは、使用しないこと。(可燃性蒸気が発生しています。)
- 消毒や容器の詰替え時は、風通しの良い場所で行ってください。
- 容器の貯蔵保管は、火気や高温部から離れた、直射日光の当たる場所は避けてください。
- 使用後は、必ず容器を密栓するようにしてください。
- 消毒用アルコール容器を落下させたり、衝撃を与えることがないようにしてください。

※アルコールの特性

- ・ 気温が10℃以上で、小さな火源でも爆発的に燃焼する危険性がある。
- ・ その他、**※ガソリンの特性**を参照してください。

5 飛沫感染防止用シートについて

- 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものから、距離をとって設置してください。(シート落下に注意してください。)
- 避難の支障とならないよう設置してください。
- 燃えにくいシート(難燃性または不燃性)を使用してください。

6 消火器について

- 火気使用設備・器具等を使用する店舗ごとに、消火器を設置すること。
- 発電設備を設置する場合は、設備用に消火器を設置すること。
- 消火器に表示されている使用期限の期限内であること。

【お問合せ先】 福知山消防署 予防課 0773-23-5119

祭礼、縁日、花火大会、その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件について

1 条例第42条の2第1項に規定する祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催し（以下「屋外催し」という。）のうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件は、次の各号のいずれにも該当する催しとする。

- (1) 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の屋外催しとして計画されている催しであること。
- (2) 大規模な屋外催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所（以下「公園その他の場所」という。）を会場として開催する催しであること。
この場合において、当該大規模な屋外催しが開催可能な公園その他の場所は、次のとおりとする。

	場所
1	三段池公園
2	由良川左岸河川敷 (音無瀬橋を起点に下流へ600メートルの範囲)
3	由良川右岸河川敷 (音無瀬橋を起点に下流へ400メートルの範囲)
4	市道由良川堤防線 (音無瀬橋を起点に下流へ600メートルの範囲)
5	御霊公園
6	市道広小路本町線(広小路通り) (御霊公園を起点に東へ300メートルの範囲)
7	道の駅 農匠の郷やくの